

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本ペットクラブ会則

(各会員保管用)

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合」という。）「管理規約」第19条により定められた「ペット飼養規則」第18条に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本ペットクラブ会則（以下「会則」という。）を定める。

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この会則は、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。

- 一 当マンションにて動物を飼養しない他の居住者等を尊重し、動物飼養に関するトラブルの防止を図り、快適な居住環境の維持向上を目指す。
- 二 動物を介して、人の心の健康、人と動物の絆を考え社会に唱えていく。
- 三 動物愛護精神を尊重し、動物の本能、習性等を理解すると共に飼養者としての責任を自覚し、動物を適正に終生飼養する。
- 四 身体に障害のある人や高齢者等で動物（人の日常行動を助ける「サポート・ドッグ」など）の必要な人への理解や協力をする。

(WPCの会員及び名称等)

第 2 条 前条の目的を達成するため、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本（以下「当マンション」という。）内において、管理組合のペット飼養規則で認められた動物（以下「ペット」という。）を飼養する居住者及びペット飼養の有無にかかわらず入会を希望する居住者（以下「会員」という。）全員で、「ワコーレ・ロイヤルガーデン北本ペットクラブ」（以下、略称「WPC」という。）を組織する。

- 2 WPCの事務所は、埼玉県北本市朝日2丁目238番地に所在する当マンションのメインエントランス棟、管理事務所内に置く。
- 3 WPCは次の運営指針により活動する。
 - 一 WPCを維持発展させ、会員のペットに関する資質の向上につなげる活動を行う。

- 二 WPCの会員が相互的公正、公平な利益を得るため、定期的又はその都度の情報の開示活動を行う。
- 三 ペットを飼養しない居住者の共同の利益を確保し、公正な組織活動を行う。
- 四 ペットの飼養に関し、管理組合からの指導、要請等、会員の利益に反する事項や法的見地から妥当と認められる少数意見を出来る限り尊重した活動を行う。

(会員資格の得喪)

- 第 3 条 WPCの会員資格は、管理組合指定の「ペット飼養登録承認書」及びWPCが発行する「ペット登録シール」の受領をもって取得（入会）する。「ペット登録シール」は、各戸玄関表札の見やすい部分に貼付する。
- 2 ペットの死亡その他の事由で会員の意思により退会を希望する場合は、（ペットを多頭飼養している場合は最終的に）管理組合指定の「ペット飼養終了届」を管理組合へ提出するとともに「ペット登録シール」をWPCへ返却、受理した時点で会員資格を喪失するものとする。
 - 3 ペットを飼養したままでの退会はできないものとする。

第 2 章 役 員

(役 員)

- 第 4 条 WPCには監査を除き、役員3名以上12名以内を置く。
- 一 代 表 1名
 - 二 副代表 2名以内
 - 三 会計担当、書記担当、運営担当委員（3名以上、9名以内）
 - 四 監 査 2名以内

(役員任期)

- 第 5 条 役員任期は1年とし、任期が満了する定期総会（第11条に定める総会をいう。以下同じ。）終了までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員任期途中で欠員等があった場合、新役員任期は残任期間とする。
 - 3 役員がペットの死亡やその他の事情により任期途中で欠けた場合、補欠の役員を役員会の決議で選任することができる。

(役員義務)

- 第 6 条 WPCの役員は、法令、管理組合のペット飼養規則、本会則並びに総会及び役員会（第18条に定める役員会をいう。以下同じ。）の決議に従い、会員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

(代 表)

第 7 条 代表は、WPCを代表し、WPCの業務を統括する。

(副代表)

第 8 条 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは代理し、代表が欠けたときは、その職務を行う。

(担当委員)

第 9 条 担当委員は、WPCにおいて各担当業務を執行する。

(監 事)

第 10 条 監事は、WPCの業務の執行及び会計等を監査し、その結果を定期総会において報告しなければならない。

2 監事はWPCの業務の執行及び会計等について不正があると認めるときは、総会を招集することができる。

第 3 章 総 会

(総 会)

第 11 条 総会は、WPCの最高意思決定機関として会員全員で組織する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 代表は、通常総会を毎年 1 回、新会計年度開始以後 3 ヶ月以内に招集しなければならない。

4 代表は、必要と認める場合には、委員会の決議を経て、いつでも臨時総会を開催することができる。

(総会の議長)

第 12 条 総会の議長は、代表が務める。

2 代表に事故ある場合は、副代表又は副代表が指名した委員が議長を務める。

(議決権)

第 13 条 各会員の議決権は、会員一世帯に付、一の議決権を有する。

2 議決権を行使する者は、事前にWPCへ届けでなければならない。

(招集手続)

第 14 条 総会は、会議の日の 1 週間前までに、会議の日時、目的を示して、会員

へ通知を発するものとする。

- 2 総会招集の通知は、当マンション各棟の管理組合指定掲示板に前項の内容を掲出することをもって、会員全員に通知したものとみなす。

(総会の成立及び議決方法)

第15条 総会は会員総数の半数以上の会員が出席（委任状又は代理人を証する書面による出席を含む。）し、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面議決)

第16条 役員会決議により、書面による総会議決を行うことができる。

- 2 書面決議による場合、書面提出者を前条の総会出席者として取り扱うものとし、書面提出者の議決権の過半数をもって決する。

(総会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、総会の議決を要する。

- 一 代表、副代表、その他担当委員の選任又は解任
 - 二 監査の選任又は解任
 - 三 事業報告及び年度決算報告
 - 四 会費の額の変更
 - 五 会則の改定
 - 六 管理組合のペット飼養規則改定に関する具申案
 - 七 管理組合より付託された事項
 - 八 その他、総会で必要と認めた事項
- 2 議長は、総会の議事録を作成及び保管するものとし、議事録には、議長及び総会に出席した2名の会員が記名押印しなければならない。

第4章 役員会

(役員会)

第18条 役員会は、総会の議決に従い、会員の意思を反映した健全な運営を目指すものとする。

- 2 役員会は、代表、副代表、その他担当委員により構成する。
- 3 役員会の議長は、代表が務める。
- 4 役員会は代表が招集する。ただし、必要に応じて、副代表及び担当委員2名以上の同意があれば招集することができる。

(役員会の議決事項)

第19条 役員会において、次に掲げる事項を審議し決議する。

- 一 会員からの要望事項等に対する方針
 - 二 非会員からの会員によるペット飼養に関する要望等の対応
 - 三 年度決算報告案、会費の額の変更案、会則の改定案の作成
 - 四 管理組合のペット飼養規則改定具申案の作成
 - 五 総会又は書面決議に上程する議題の作成
 - 六 管理組合又は総会で付託された事項
- 2 前項に掲げるもののほか、重要事項については全て総会の決議を要するものとする。

第 5 章 会 計

(会 費)

第20条 WPCの会員は、WPCの運営経費に資する会費を納入しなければならない。

- 一 会 費 一世帯に付 犬を含む場合年500円、犬を含まない場合年200円
 - 二 納入方法 現金による一括徴収
- 2 WPCへの中途入会又は退会した場合における会費の減額又は返却は、行わないものとする。

(会費の徴収)

第21条 会費は、毎年8月1日から同月末日までに一括して徴収する。

- 2 前項の徴収期間以降に入会する場合は、会員の資格を得ると同時に会費を納入しなければならない。但し、入会時より7月末までの期間が6カ月を下回る場合に限り、初年度の会費は半額とする。

(会計期間)

第22条 WPCの会計年度は、毎年8月1日から、翌年の7月31日までとする。

(預金口座の開設)

第23条 WPCは、会計業務を遂行するため、WPCの預金口座を開設するものとする。

- 2 預金口座の名義は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本ペットクラブ代表者名義とする。
- 3 預金口座の通帳印は、代表が保管し、通帳は会計担当委員が保管するものとする。

第 6 章 雑 則

(義務違反者に関する措置)

- 第 24 条 第21条に定める会費の徴収期間を過ぎた後、WPCより催告を行っても会費を納入しない会員については、納入期間終了の翌日から6ヶ月を経過した時点で自主退会したものとみなす。
- 2 管理組合のペット飼養規則又は本会則に違反する行為に対して、WPCより期限を定めて行為の是正を勧告しても、当該期間内に是正しない会員については、是正を勧告した日から3ヶ月を経過した時点で自主退会したものとみなす。
- 3 本条により自主退会とみなされた居住者は、当マンション内でペットを飼養することはできず、その旨を管理組合へ通知する。
- 4 会費の未納者は、会費を納入するまでの期間（最長6ヶ月）、会員としての議決権の行使及び役員に就任することはできないものとする。

(遵守事項)

- 第 25 条 会員は、管理組合のペット飼養規約第11条を遵守すると共に、以下の各号を遵守しなければならない。
- 一 狂犬病予防接種済票（札）を、外出時は目に付く場所（首輪・胴輪・リード・バッグ等）に装着すること。
但し、病気などで予防接種出来ない場合は、WPCの指定する札を装着すること。
- 二 当マンションの開放廊下及びエントランス内では、出来る限りペットを抱きかかえること。
- 三 ペットの鳴き声、吠え声について、他の居住者の迷惑とならないよう飼養者が責任を負って管理すること。
- 四 散歩中、ペットの排便は必ず飼養者が持ち帰り、排尿には消臭剤を含んだ水をかけるなど排泄物は適切に処置すること。

附 則

(会則の発効)

- 第 1 条 この会則は、平成21年9月27日の「ワコーレ・ロイヤルガーデン北本ペットクラブ設立総会」において承認された時点より効力を発する。

(WPCの成立)

第 2 条 ワコーレ・ロイヤルガーデン北本ペットクラブは、前条に定める会則が発効した日に設立したものとする。

(設立初年度の経過措置)

第 3 条 第21条第 1 項にかかわらず、設立初年度における会費の徴収期間は、平成21年10月 1 日から同月末日までとする。

2 第22条にかかわらず、設立初年度の会計期間は、平成21年10月 1 日より平成22年 7 月31日までの10ヶ月間とする。

3 前項の会計期間による会費の月割り計算等の減額は行わないものとする。

以 上

